

明和町国土強靱化地域計画

令和3年3月

三重県明和町

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 強靱化の意義	3
第2章 明和町の特性	4
1 地勢と気候	4
2 本町の特質と社会的条件	4
3 地震の想定	5
第3章 強靱化の基本的な考え方	9
1 強靱化を推進する上での基本的な方針	9
2 基本目標と事前に備えるべき目標	10
第4章 脆弱性評価	11
1 想定するリスク	11
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	12
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	14
第5章 推進すべき施策の方針	15
1 推進方針	15
2 重点化施策	16
3 リスクシナリオ別推進方針	18
第6章 計画の推進	47
1 計画の推進と進捗管理	47
2 計画の見直し	47
(別紙1) リスクシナリオ別脆弱性評価結果	別紙 1-1
(別紙2) リスクシナリオ別重要業績評価指標（K P I）	別紙 2-1

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 25（2013）年 12 月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」と表記します。）が成立・施行されました。

国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成 26（2014）年 6 月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」と表記します。）を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。さらに、策定から約 5 年が経過したことから、平成 28（2016）年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成 30（2018）年 12 月に強靱化基本計画の見直しを行っています。

また、三重県においても、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、平成 27（2015）年 7 月に概ね 10 年先を見据えた計画として「三重県国土強靱化地域計画」（以下「県の地域計画」と表記します。）を策定し、その後約 5 年を経て、近年の大規模自然災害の経験や教訓、国土強靱化のイノベーションを踏まえるとともに、平成 30（2018）年 12 月に見直された国の基本計画との調和を図るために、中長期的な取組の方向性を示す指針として、概ね 5 年先を見据えた見直しを行っています。

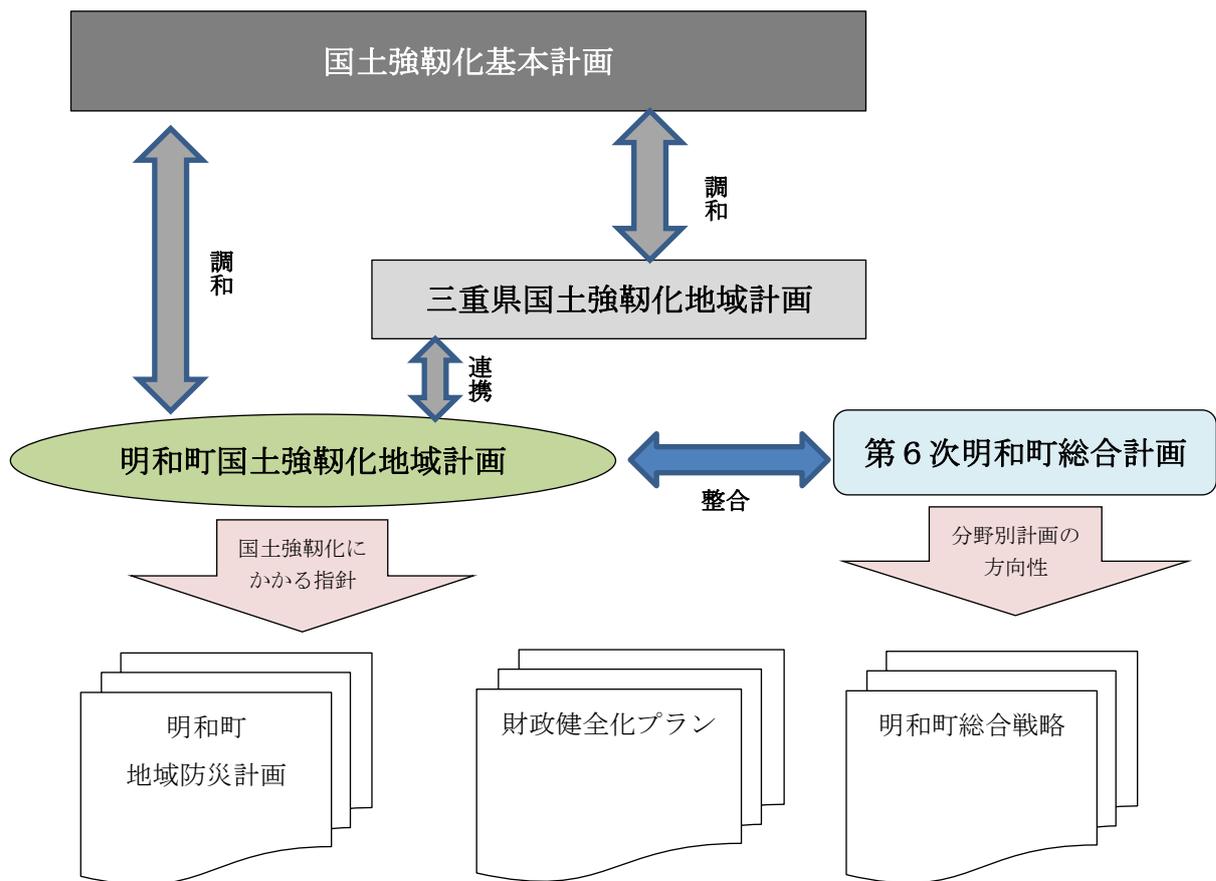
明和町においても、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、国、県の動きと一体となって「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを進めていくため、本町の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として「明和町国土強靱化地域計画」を新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 国の基本計画、県の地域計画及び本町の総合計画等との関係

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本町の町政運営の指針である「明和町総合計画」との整合性を図るとともに、「明和町地域防災計画」をはじめとする各分野別計画の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置付けます。

また、基本法第 14 条の規定に基づき、国の基本計画と調和を保つとともに、先行して策定された県の地域計画と調和・連携を図るものとします。

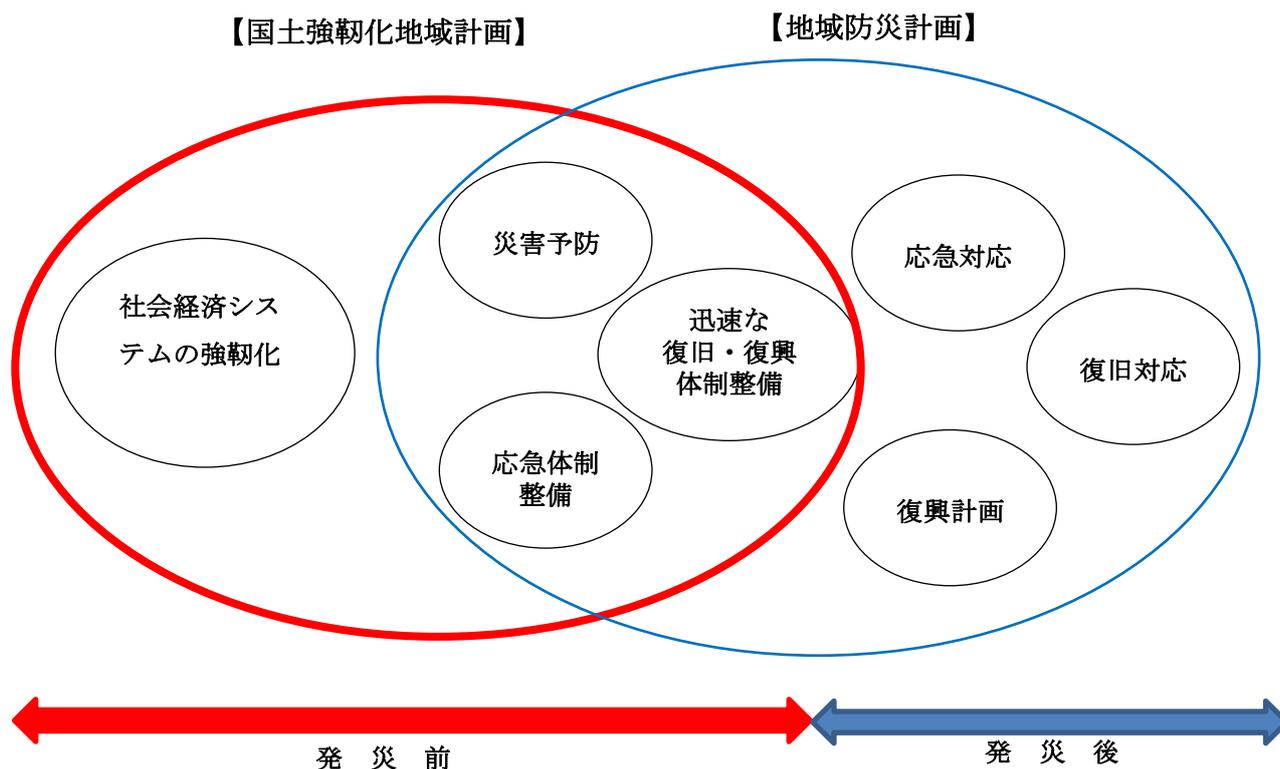


(明和町国土強靱化地域計画は、各分野別個別計画等の強靱化に関する部分の指針)

(2) 地域防災計画との関係

本町では、災害対策基本法に基づき「明和町地域防災計画」を策定し、風水害、地震・津波等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるよう、地域特性を考慮し行政機能や地域社会経済など地域全体としての強靱化に関する総合的な指針となっています。



3 計画の期間

本計画の期間は、強靱化基本計画に準拠して5年とし、目標年度を令和7年度とします。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとします。

ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとします。

4 強靱化の意義

本町において、まちの強靱化に向けた計画を推進することの意義は、次のとおりと考えます。

1. 大規模自然災害のリスク等を踏まえて、本町がまちの強靱化を総合的かつ計画的に推進することで、町民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものです。
2. 第6次明和町総合計画のまちづくりの基本的な方向性の1つである「3. 安心安全な暮らしやすいまち～安心～」の推進を図り、まちの将来像“住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和”の実現を推進することに資するものです。

第2章 明和町の特性

1 地勢と気候

三重県のほぼ中央部である伊勢平野の南部に位置し、東は大堀川を境として伊勢市に、西は松阪市、南は小俣町、玉城町、多気町に接し、北は伊勢湾に面し、延長約7.5kmの海岸線を有しています。南部の多気町、玉城町との境近くは標高40～70mの丘陵地帯、中央部から北部にかけては平坦な平野であり、西から櫛田川の分流である祓川、中央部を笹笛川、伊勢市との境を大堀川が南北に貫流し、伊勢湾に流れています。この河川に沿う地域は、水田地域であり、良質米の生産地域となっています。

気候について、平成26(2014)年の平均気温は圏域に近い伊勢市小俣町(小俣観測所)で15.2℃、松阪市飯南町(粥見観測所)で14.3℃でした。冬季は最低気温が氷点下になることもあります。過去の年間平均降水量は約1,800mm前後で、最も降雨が多いのは9月となっています。例年積雪量はそれほど多くありません。風は年間を通して西寄り、平均風速は2.3m/s前後で、一般に温和な気候となっています。

2 本町の特質と社会的条件

- 本町の土地利用状況は、南部丘陵地等を除く大部分が平坦な地形となっており、町面積41.04km²の大半を農用地が占め、住宅地等の宅地面積は約12%です。
- 土地利用規制の状況は、町全域が都市計画区域と農業振興地域に重複指定されていますが、都市計画上は区域区分を行わない非線引き都市計画区域であることから、建築や開発行為の分散化が進み、計画的で効率的な土地利用を図っていく上での課題となっています。このことから、明和町都市計画マスタープランに基づき、田園(農業)や自然・歴史・文化の活用と都市の形成を方向付ける土地利用を柱に、良好な景観形成を検討しつつ、明和町都市計画特定用途制限地域と建築物等の制限に関する条例の円滑な運用に努め、建築・開発動向を緩やかに誘導し、土地利用の住み分けを図る必要があります。
- 森林地域の指定は、北部海岸線の防風保安林と大仏山周辺の土砂流出防備保安林及び町内各所に点在する民有林を対象としています。森林地域においてもその近隣の開発等の影響により自然環境の破壊が進んでおり、環境保全が困難な状況にあります。
- 町中央部に位置する国史跡「斎宮跡」(約140ha)は、昭和54(1979)年の国史跡指定以来土地の公有化、調査・解明は進展しているものの、今後の史跡の保存と整備・活用面における土地利用の策定が望まれています。
- 土地は、町民の生活及び生産活動の基盤であることから、長期的な視点にたち、地域の特性を生かした適正で均衡ある土地利用を図る必要があります。

3 地震の想定

町に被害を及ぼす地震は、内陸を震源とするもの（直下型地震）と東海道沖から南海道沖を震源とするもの（海溝型地震）があります。

町では、平成7（1995）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災（以下「阪神・淡路大震災」という。）と同様の直下型地震と平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災と同様の海溝型地震である南海トラフ地震により大きな被害を受けることが考えられています。

特に南海トラフ地震では、地震に加え、津波による甚大な被害が想定されています。

そこで、より甚大な被害が想定される南海トラフ地震が発生した場合を想定し、計画を行うものとしします。

(1) 地震の想定

中央防災会議、地震調査研究推進本部、南海トラフの巨大地震モデル検討会等で検討された三重県にとって大きな影響を及ぼす可能性のある地震（プレート境界型地震ケース）及び三重県地震被害想定調査（平成26（2014）年3月）（以下「三重県被害想定」という。）で対象とした「過去最大クラスの南海トラフ地震」（以下「過去最大クラスの地震」という。）及び「理論上最大クラスの南海トラフ地震」（以下「理論上最大クラスの地震」という。）を想定します。

強震断層モデルにおいては、マグニチュード9.0
津波断層モデルにおいては、マグニチュード9.1

(2) 被害の想定

○ 明和町における被害想定 南海トラフ地震（三重県被害想定より）

ア 震度

過去最大クラスの地震の場合震度6強、理論上最大クラスの地震の場合震度7が想定されている。

イ 津波の高さと津波の到達時間

場所	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	内閣府 (2012) 公表値	
	20cmの津波 到達時間 (分)	最大津波高 (m) (T.P.上)	最大津波高 (m) (T.P.上)	1mの津波 到達時間 (分)	最大津波高 (m)
明和町笹笛川	27	5.19	5.91	55	8
明和町大淀港	22	5.57	6.92		

ウ 建物被害

全壊・焼失棟数

項目	三重県南海トラフ（棟） （過去最大）	三重県南海トラフ（棟） （理論上最大）
揺れ	約 400	約 4,300
液状化	約 100	約 100
津波	約 1,100	約 300
急傾斜地等	—	—
火災	約 10	約 500
計	約 1,700	約 5,300

冬の夕方発災の場合で比較

三重県南海トラフ（理論上最大）は津波ケース⑦の場合

エ 人的被害

(a) 死者人数

項目	三重県南海トラフ（人） （過去最大）	三重県南海トラフ（人） （理論上最大）
建物倒壊	約 20	約 300
うち家具転倒等	—	約 10
津波	約 600	約 600
うち自力脱出困難	約 10	約 100
うち逃げ遅れ	約 600	約 500
急傾斜地等	—	—
火災	—	約 20
計	約 700	約 900

冬の夕方発災、津波からの早期避難率が低い場合で比較

三重県南海トラフ（理論上最大）は津波ケース⑥の場合

(b) 負傷者数

項目	三重県南海トラフ (人) (過去最大)		三重県南海トラフ (人) (理論上最大)	
	重傷者	軽傷者	重傷者	軽傷者
建物倒壊	約 40	約 400	約 400	約 900
うち家具転倒等	約 10	約 20	約 50	約 200
津波	約 10	約 20	約 10	約 20
急傾斜地等	—	—	—	—
火災	—	—	—	約 10
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	—	—	—	—
計	約 50	約 400	約 500	約 900

冬の夕方発災、津波からの早期避難率が低い場合で比較
三重県南海トラフ（理論上最大）は津波ケース⑥の場合

オ ライフライン施設被害

(a) 上水道の被害想定

断水人口と断水率

給水人口	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	
	7日後	1か月後	7日後	1か月後
約 23,000	約 22,000	約 19,000	約 23,000	約 23,000
	94	79	99	96

給水人口は、平成 24 年 3 月 31 日時点

上段：断水人口（人）、下段：断水率（%）

三重県南海トラフ（理論上最大）は津波ケース⑦の場合

(b) 下水道の被害想定

機能支障人口と機能支障率

処理人口	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	
	7日後	1か月後	7日後	1か月後
約 3,300	約 100	—	約 400	約 60
	3	0	14	2

処理人口は、平成 24 年 3 月 31 日時点

上段：機能支障人口（人）、下段：機能支障率（%）

三重県南海トラフ（理論上最大）は津波ケース⑦の場合

(c) 電力の被害想定

停電件数と停電率

需要家数	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	
	1日後	1週間後	1日後	1週間後
約 15,000	約 12,000	約 1,300	約 12,000	約 1,500
	82	9	81	10

上段：停電軒数（軒）、下段：停電率（%）

三重県南海トラフ（理論上最大）は津波ケース⑦の場合

(d) 通信の被害想定

通信不通回線率に関して、過去最大クラスの場合、発災直後から 1 日後は、県内ほぼ全域にわたって、不通回線率 90%程度の状態となる。1 週間程度で、不通回線率がほぼ 10%以下となる市町が多くなると見込まれるが、津波や停電の影響により沿岸部の一部では、1 か月後でも不通回線率が最大 50%程度の市町が残る可能性がある。

理論上最大クラスの場合でも同様であるが、津波や停電の影響により沿岸部の一部では、1 か月後でも不通回線率が最大 80%程度の市町が残る可能性がある。

カ 帰宅困難者

帰宅困難者数 約 2,400 人

(平成 22 年国勢調査（従業地通学地人口）から算出)

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化を推進する上での基本的な方針

本計画では、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進します。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(2) 効率的な施策の推進

- 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進するとともに、科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図る。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

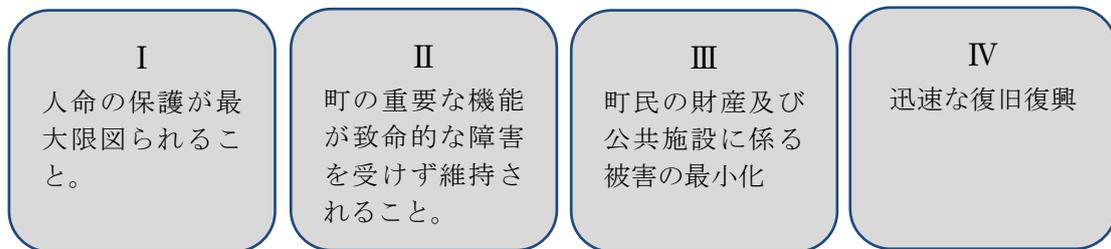
2 基本目標と事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえつつ、本町の強靱化の基本目標を次のとおりとします。

大規模な自然災害等から住民の命を最大限守ることは、基礎自治体の使命であると考えます。また、住民の生活や経済活動を持続させるために、地域の重要な機能の致命的な障害を回避し、住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化することが必要であり、さらに、仮に被災した場合においても迅速な復旧復興による日常の回復を図る必要があると考えます。

基本目標の実現に向け、達成すべきより具体的な目標として、8項目の「事前に備えるべき目標」を設定します。

基本目標



事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ。
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない。
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第4章 脆弱性評価

1 想定するリスク

住民生活・地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、本町においては、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、以下の大規模自然災害を想定リスクとします。

なお、常に想定外の災害の発生の可能性を念頭に置くこととします。

想定するリスク

地震による災害 (南海トラフ巨大地震)	<ul style="list-style-type: none">・地震の揺れや液状化の発生による建物等の倒壊等・津波による建物の損壊や浸水等・大規模な火災の発生・交通障害、架線の切断、通信の途絶等
台風による災害	<ul style="list-style-type: none">・高潮による浸水等・大雨による河川の氾濫、がけ崩れ等・強風による家屋等の倒壊等
豪雨による災害	<ul style="list-style-type: none">・河川の氾濫による浸水等・がけ崩れ等土砂災害の発生

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本町においては、想定する災害リスクから、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる事態として、仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を以下のとおり設定しています。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

		5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	自然災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
		7-4	ため池、調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

(1) 評価の方法等

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現在の状況で「起きてはならない最悪の事態」を回避することが可能か、不可能な場合は、何が足りないのかを分析するとともに、当該事態の回避（リスクの一部低減を含む）に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しています。

また、課題の分析、整理にあたっては、必要に応じ、他の主体（他府省庁、地方公共団体、民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

(2) 脆弱性評価に基づく配慮すべき課題等

脆弱性評価の結果は別紙1のとおりですが、配慮すべき重要な課題や評価結果のポイントは次のとおりです。

[評価結果のポイント]

- ・国土強靱化に資する取組は、国や県と連携を図りながら進めています。ソフト面での「自助」「共助」における取組について、まだ十分ではないことから、今後もさらに進める必要があります。
- ・町民の生命を守り日常生活を維持するために、道路や上下水道などインフラの強靱化を推進するとともに、食糧、水、電気、通信といったライフラインの確保に向けた取組を促進する必要があります。
- ・被災した場合に備えて、避難所においてより良い生活環境が確保できるようにあらゆる準備を進めるとともに、復旧・復興へのプランを事前に検討しておく必要があります。
- ・本地域における基礎自治体として行政機能の低下が発生しないよう、防災拠点の強靱化や災害対応力の向上を図るとともに、強靱化の取組を効果的に行うために、県や他の市町や企業等との連携を促進していく必要があります。

第5章 推進すべき施策の方針

1 推進方針

三重県においては、県における脆弱性評価結果に基づき、国の基本計画での検討手法を参考に、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針を決定しています。

県では、推進方針を国のように分野別に示すのではなく、リスクシナリオごとに整理していることから、本町においても同様な整理をすることで、脆弱性評価結果との対比の簡易さや推進方針に基づく事業の進捗状況のとりまとめが柔軟にできるようにしています。

リスクシナリオごとの推進方針に基づき実施する事業等については、別冊「明和町国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」に記載することとします。なお、原則として毎年度更新を行い、着実な事業の推進を図ります。

■ 国の基本計画における推進方針の整理分野

国においては、脆弱性評価結果に基づき、脆弱性評価を行うにあたり設定した12の個別施策分野と5つの横断的分野ごとに「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を示しています。

[個別施策分野]

- 1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等、
- 2) 住宅・都市、
- 3) 保健医療・福祉、
- 4) エネルギー、
- 5) 金融、
- 6) 情報通信、
- 7) 産業構造、
- 8) 交通・物流、
- 9) 農林水産、
- 10) 国土保全、
- 11) 環境、
- 12) 土地利用（国土利用）

[横断的分野]

- A) リスクコミュニケーション、
- B) 人材育成、
- C) 官民連携、
- D) 老朽化対策、
- E) 研究開発

2 重点化施策

(1) 重点化の考え方

国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針では、強靱化を図る取組について「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされており、大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要といえます。

本町では、今後 30 年以内の発生確率が 70%程度と高い数字で予想されている南海トラフ巨大地震が起こった場合、理論上最大クラスの震度 7 が想定されています。全壊・焼失棟数は約 5,300 棟になり、建物倒壊による死者は約 300 人、津波による死者は約 600 人、負傷者数は重軽症者約 1,400 人にもものぼり、かつて経験したことがない甚大な人的被害が想定されていることから、本計画では、国の基本計画や三重県国土強靱化地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

また、平成 30（2018）年 9 月の北海道胆振東部地震や令和元（2019）年 9 月の台風第 15 号による広範囲・長期に及んだ大規模停電が、通信機器の途絶による情報収集や発信の遅れ、その後の復旧作業に支障を来し、住民生活に多大な影響を与えたことから、電力供給をはじめとした「住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態」に関する施策についても重点化の対象とします。

さらに、平成 28（2016）年 4 月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、住民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなっており、「行政機能の大幅な低下につながる事態」もあわせて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とします。

(2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、本町では次の20の「起きてはならない事態」(リスクシナリオ)に関する施策を重点化の対象とします。

■人命の保護に直接関わる事態

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-6	避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
7-4	ため池、調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

■住民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

■行政機能の大幅な低下につながる事態

3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	------------------------

3 リスクシナリオ別推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【重点化】

推 進 方 針

○住宅・建築物等の耐震化

耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、老朽化マンション等について、建替えを促進する。

さらに、不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、県と連携して、耐震化を進める。加えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、宅地の耐震診断、耐震化を促進する。

公営住宅についても、県と連携して耐震化を進める。倒壊を防止するための対策や老朽化対策、安全対策等を進めていく。

○学校施設の耐震化

町内各学校施設については、小学校区の再編による施設の統合とあわせて、既存施設の老朽化対策と外壁等の非構造部材の耐震対策を進める。また、保育所・幼稚園についても同様に老朽化対策と耐震対策を進める。

○社会福祉施設の耐震化等

障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化等を促進する。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道のブロック塀の倒壊防止、落下防止等を促進する。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「明和町都市計画マスタープラン」に示している、都市防災方針に基づき施策を推進する。

○避難路等の整備

明和町地域防災計画や各避難計画等に基づき、避難路等の整備を検討する。また、徒歩等での避難を前提に、避難経路や移動経路の整備を検討する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる街区公園等の保全及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通じた検証を行い、改良を図るとともに、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実にを行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強

化を図る。

○広域的な連携体制の構築

大規模災害時の応急体制を充実するとともに、県や近隣市町と応援・受援などの連携を強化する。

○一時滞在施設の確保

災害時の帰宅困難者や避難者の一時避難滞在のため、避難所としての学校、社会教育施設等の整備を図っていく。

○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止や身を守る行動の取り方等、「自助」「共助」について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○住民による自発的な防災活動の促進

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、消防団をはじめ地域住民との連携強化や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織の設立や地区防災計画制度の普及・啓発等により、平時から町民の自発的な防災活動を促進する。

大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、性別に基づく役割分担意識を払拭し、個性、資質、能力を認め合い、地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用した町民相互の自発的な防災活動に関する啓発を周知促進する。

1 直接死を最大限防ぐ

1-2) 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【重点化】

推進方針

○民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善

民間事業者等との給水活動等の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、地震発生時に、特に大きな被害が予測される密集地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

○常備消防・消防団の充実強化

消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する。また、大規模火災時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、性別に関係なく消防団等の充実強化を促進する。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を促進する。

1 直接死を最大限防ぐ

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 【重点化】

推進方針

○大規模災害を考慮した都市づくり

「明和町都市計画マスタープラン」に示している、都市防災方針に基づき施策を推進する。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

日頃から、避難経路の確認や避難を開始する基準を決めておくなど、災害への備えを万全にしておくよう啓発する。

また、町民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、「共助」による迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施する。さらに、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める。

また、正確かつ的確な情報収集と伝達を行い、迅速な避難行動につなげるため、防災行政無線の適正な維持管理を実施するとともに、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報伝達手段の多様化を図るなど、迅速な情報提供及び情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○津波ハザードマップの作成

平成26(2014)年3月に三重県が公表した津波浸水予測図に基づき、明和町津波ハザードマップの作成を行っており、住民に対して、マップを活用した津波リスクに関する周知と避難計画の作成を促進していく。

また、スマートフォンの普及によりインターネットへのアクセスが容易になっていることから、汎用性、利便性の高いデジタルの津波ハザードマップの導入についても検討していく。

○防災教育の推進

小中学校、幼保施設において、児童生徒及び教職員への防災教育を実施するとともに、その保護者に対する啓発や防災訓練への積極的な参加を促していく。

さらに、小中学校の児童生徒を対象に地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用し、防災教育の実施を促していく。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

三重県が実施する海岸保全基本計画（平成27年）に基づき、海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全に協力を行う。

また、国が定める河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び、三重県が定める河川整備計画に基づき、河川堤防の整備・耐震化及び機能保全に協力をする。

○避難路等の整備

大規模津波が発生した場合に、明和町地域防災計画や避難計画に基づき、迅速かつ円滑な避難が行われるために、地域防災計画により指定された避難路整備を行う。また、徒歩等での避難を前提に、津波避難場所への避難経路や移動経路の整備を検討する。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないため、避難路沿道の住宅・建築物の耐震化や耐震性のない建築物の除却を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。

○大規模地震に備えた協力体制の構築

南海トラフ地震臨時情報に対する対応について、県、市町、関係機関等と協力して検討する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模津波が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる街区公園等の保全及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通して毎年度検証を行い、改良に務めるとともに、大規模津波等による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。また、津波予測伝達システムを活用した迅速な災害対応及び体制の構築を図る。

○広域的な連携体制の構築

大規模津波発生時の応急体制を充実するとともに、県や近隣市町と応援・受援などの連携を強化する。

1 直接死を最大限防ぐ

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【重点化】

推進方針

○河川の整備

国が定める河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び、三重県が定める河川整備計画に基づき、河川堤防の整備・耐震化及び機能保全に協力をする。

○河川堆積土砂の撤去

三重県が実施する、河川に堆積した土砂の撤去について、情報共有を図り円滑に実施できるよう協力する。

○河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検と対策

漁港海岸・漁港・湛水防除施設等を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。

○洪水ハザードマップの作成

洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを作成している。特

に明和町への影響が大きい櫛田川、大堀川、笹笛川の洪水ハザードマップは既に作成し配布を完了しているが、水位周知河川でない萩川のハザードマップについては、県と協議を行っていく。また、作成済みのハザードマップについては、適切な活用と実践的な訓練の実施について、町民へ周知徹底を図る。

○職員の人材育成

「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、職員への防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、職員防災訓練を実施する。

○住民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自主防災組織の設立や地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

地域の自主防災組織や自治会単位で、自発的な防災活動を実施するよう推進する。また、学校や職場、地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用し、地域の自主防災組織等を通じ、性別に関係なく自発的な防災活動について継続的に実施するよう推進する。

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被害情報を収集・整理し、県に被害情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災情報プラットフォームの活用に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ的確な情報収集と管理を確実に行うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

1 直接死を最大限防ぐ

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 【重点化】

推 進 方 針

○適切な災害情報の提供

非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ的確な情報収集と管理を確実に行うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○宅地災害予防対策の推進

三重県とともに、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機

能が損なわれるおそれがあるため、三重県が行う砂防設備等の土砂災害防止施設整備を円滑に実施できるよう協力する。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域について、建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域について、三重県が二巡目以降の基礎調査実施が円滑にできるよう協力する。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

町が作成する土砂災害ハザードマップや県が提供する土砂災害情報提供システム等を効果的に活用し、土砂災害警戒避難体制の整備を図る。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「明和町都市計画マスタープラン」に示している、都市防災方針に基づき施策を推進する。

○住民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自主防災組織の設立や地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

また、地域の自主防災組織や自治会単位で、自発的な防災活動を実施するよう推進する。

1 直接死を最大限防ぐ

1-6) 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生 【重点化】

推進方針

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被害情報を収集・整理し、県に被害情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災情報プラットフォームの活用に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ確かな情報収集と管理を確実にを行うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通して毎年度検証を行い、改良を図っていくとともに、避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

○交通渋滞の回避

公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅で

きる環境（道路）を整備する。

○避難体制整備の支援

迅速かつ的確な避難行動につながるよう、避難勧告等判断マニュアルの随時見直しや、適切に避難勧告等の発出できる体制を作る。また、町民自身の「自助」による日頃の備えや、自主防災組織等の「共助」といった避難体制整備の支援を推進していく。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 【重点化】

推 進 方 針

○物資輸送ルート（陸路）の確保

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、耐震化道路の整備を促進するとともに、高規格幹線道路や直轄国道及び県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める。

○物資輸送ルート（空路、海路）の確保

陸上輸送に加え、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を促進する。

○迅速な道路啓開の態勢整備

国、県、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の態勢を整備する。また、迅速に道路啓開を展開できるよう協定書の確認及び訓練を実施する。

○水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に抑えるように水道施設の耐震化を進める。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と情報の共有を図る。

○燃料の備蓄の促進

燃料の備蓄について検討するとともに、学校や病院等の防災重要施設において、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）や住民拠点SSを中心に、燃料供給に関する災害時支援協定の締結を促進していく。

さらに、町、公共施設に必要な燃料の備蓄について、業者との協定等による燃料の確保の強化を促進する。

湛水防除施設（排水機場）の自家発電設備において、災害や停電時等により電力の供給ができない場合、安定した電力を供給するために自家発電施設の燃料備蓄の確認体制を構築する。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

みえ企業等防災ネットワーク等を活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力の強化を促進する。

また、民間物流施設等との災害時支援協定等の締結を促進し、実践的な訓練等の実施による物流機能、連携の強化を図る。

さらに、伊勢湾漁協等と連携し、漁港施設等を活用した災害の対応力を強化していく。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、1週間分の水や食料などの個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。

○近隣府県、市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、県や関係機関との連携強化を図るとともに、物資受入れ、被災者支援を効果的に行うために「三重県広域受援計画」に基づく「明和町受援計画」の実効性を高める。

さらに、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。

伊勢湾漁協等と災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を促進する。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の皆さんの理解と協力を促す。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

推進方針

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の維持、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進める。

県道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○拠点となる指定避難所の機能強化への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所

の機能強化に取り組む。

○災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備

集落や漁港と幹線道路を結ぶ避難路として重要となる農道及び漁港関連道を整備する。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、三重県が行う河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を円滑に実施できるよう取り組みます。三重県が実施する海岸保全基本計画（平成27年）に基づき、海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全に協力する。

国が定める河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び、三重県が定める河川整備計画に基づき、河川堤防の整備・耐震化及び機能保全に協力する。

○漁港施設の耐震対策

災害時における物資輸送拠点とするため、漁港施設等の整備を促進する。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集力を強化する。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、ドローンによる空撮や消防団が現場で収集した映像・画像の災害情報を活用する。また、SNS等の双方向性の高いメディアを活用した情報収集とそれを効果的に活用できる体制づくりを図る。さらに、不確実な情報・デマ等の流布を防ぐ対策を行う。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
【重点化】

推進方針

○災害医療の体制整備

発災時には、県・医療機関などの関係機関と連携し、災害医療体制が円滑に実施されるよう整備する。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対して性別に基づく役割分担意識を払拭した教育訓練を実施する。また、自主防災組織による活

動を活性化するため、リーダー研修を実施する。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、自主防災組織等の対応力向上を図る。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める。

○情報通信機能の耐災害性の強化

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る。

○広域連携の強化

災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、県、近隣市町との訓練を通じた連携強化、町内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などに取り組む。

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の耐震化等を促進し、負傷者の発生を抑制する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

推 進 方 針

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との支援協定の締結・拡充に取り組む。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）や住民拠点SSを中心に、燃料供給に関する災害時支援協定の締結を促進していく。

○災害拠点病院での電源確保

一定の有床数の病院が機能停止とならないよう、電源確保のための非常用発電装置等の整備を促進するとともに、必要な燃料備蓄の推進と災害時の優先供給等の検討に取り組む。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

推進方針

○一時滞在施設の確保

帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の一時避難に対応するため、避難所である学校や体育館等の活用など災害時における対応力の強化を促進する。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、三重県が行う信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等整備を円滑に実施できるよう取り組みます。信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理の実施が円滑に進むよう取り組む。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促し、交通渋滞を緩和する。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段を確保する。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、緊急対応、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

公共交通機関の運行状況、道路交通の現状及び見通しに関する情報、教育施設等の現状及び子どもの安否情報を随時、的確に提供できるよう取り組む。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 【重点化】

推進方針

○適切な医療機能の提供

県、医療機関などの関係機関と連携し、災害医療体制が早期に実施されるための整備を行う。

また、各避難所に応急手当ができる医療品を常備するなど応急医療体制の整備に努め

る。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の維持、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進める。

県道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失せず提供する。

○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

災害対策本部と情報を共有し、各種派遣チームを受け入れ、各地区のニーズに合った活動ができるよう連携する。

○住宅・建築物等の耐震化

町民及び医療従事者に多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 【重点化】

推進方針

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生、拡大を防止するため、予防の知識の普及、情報提供、受診勧奨や接種勧奨を平時から行い、子どもから高齢者まで啓発活動を行う。

また、消毒などを行うための体制等を構築する。

○避難者の感染症対策

避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を良好に保つ。また有症状者に対し、健康な人とは生活空間を分け、広まらないようにする。

食中毒が発生しないよう食品衛生にも留意し、正しい感染症予防の情報を周知する。

また、避難所以外の避難者に対して、マスクの着用や手洗いの励行など正しい感染症予防の情報提供を促進する。

また、ゴミの収集運搬体制についても、避難者だけでなく、ゴミ収集員の感染症対策についても肌の露出がない服装やゴーグルやマスクの着用を徹底させるよう促す。

○感染症の拡大・まん延期における避難対策

新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状

況において災害が発生した場合に備えて、県や近隣市町等と連携し、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を図る。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保していく。

○下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

○下水を速やかに排除、処理するための施設整備

市街地から発生する下水を速やかに排除するため、下水道未整備区域の解消に向けて、施設整備を進める。

○下水道施設の耐震化・耐津波対策

下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を図る。また、津波により浸水が想定される施設については、耐津波対策を進める。

○医療活動を支える取組の推進

各関係機関と連携し、医療活動を支える取組を推進する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 【重点化】

推 進 方 針

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、各種資機材の準備を行うとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが避難所に指定されていることを踏まえ、体育館の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めてきたが、さらにトイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能の強化を図る。

また、下水道施設においては、「下水道総合地震対策計画」の策定を計画しており、計画策定後は、防災拠点及び避難所へ順次マンホールトイレの設置を進める。

○要配慮者への対応

避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する。

また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の確保とその運営体制を確立していくとともに、要配慮者等の体調管理やメンタルサポート等の保健体制を確立する。

さらに、全ての人が避難所での生活を少しでも快適に過ごすことができるよう個室の確保や福祉避難所の運営を充実させる。

○住民による自発的な防災活動の促進

地域住民や関係機関等が連携し、避難支援体制を強化し、地域での支援活動の円滑化を推進する。

自主防災組織や地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動を促すとともに、学校や職場、自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○避難所における必要物資の確保

避難所で必要となる食料、燃料などの必要物資の確保に関し、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材育成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。

また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄の促進について啓発する。

避難所及び被害の小さい住宅の住民等が必要な水の確保に関し、応急給水拠点から避難所まで輸送する備品等の整備を進める。

○避難所以外での避難者に対する支援

車中など、避難所以外への避難者についても把握や支援が円滑に行えるよう情報共有をし、各関係部署と連携を図る。

また、迅速な被災者支援のため被災者台帳作成の事前準備を促進する。

○被災者のケア体制の構築

平常時と異なる場所への避難の場合も含め、二次障害の発生を防ぎ、孤立を予防するためのメンタルケアも行うため、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア、健康管理を行う体制を構築する。

また、口腔衛生環境が悪化すると感染症のリスクも上昇するため、口腔ケアの重要性を啓発する。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、災害対策本部機能、行政機能の低下を招かないようにする。

また、災害対策本部と保健関係者が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。

○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時において、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が速やかに行われるようにする。

○発災後の住まいの多様な供給に向けた取組

応急仮設住宅等の迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策や住まいの多様な供給について、生活環境の維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討して方向性を示していく。

○被災者の生活支援に向けた取組

避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 【重点化】

推 進 方 針

○災害対策本部の体制整備等

本部からの情報発信において、緊急性の高い情報を迅速に発信できるよう体制を整え、機器の操作等についてのマニュアルを作成し利用できるよう取り組むとともに、どの状況でどの情報を発信するかといった指針等を検討する。

明和町災害時初動対応マニュアル等により災害時に迅速な対応を行うことができるよう、毎年度、その検証を行うとともに、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水、職員の食糧備蓄等の確保方策について、三重県地震被害想定調査結果や明和町業務継続計画に基づく再点検も含め、必要な整備を進める。

また、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に迅速に被災者台帳を作成し利用できるよう取り組む。

災害時、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、一人ひとりの個性、性別等を認め合い迅速な対応を行うことができるよう、その検証を行う。

○学校施設の耐震化

町内各学校施設については、小学校区の再編による施設の統合とあわせて、既存施設の老朽化対策と外壁等の非構造部材の耐震対策を図る。また、保育所・幼稚園についても同様に老朽化対策と耐震対策を進める。

○避難所での電力の確保

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。

○周辺インフラの整備・保全

町の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、湛水防除施設（排水機場等）、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策に関係する施設、上下水道施設の老朽化及び耐震化対策を推進する。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における応急対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の

必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、明和町業務継続計画（BCP）の実効性の確保、向上を図る。

また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集・伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく。

○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制の強化と円滑な支援受け入れのための明和町受援計画の継続的な改善について取り組む。

○災害対応力の向上

平時から行政機能の確保に向け、明和町業務継続計画に基づく必要な整備や計画等の策定を推進し、業務継続の必要性について全庁的に周知徹底を図るとともに、毎年度、業務継続計画や災害時初動対応マニュアルの改善・見直しに取り組む。

また、平時から三重県復興指針に基づく災害復旧復興を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として共有するなど、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図る。

○住民による自発的な防災活動の促進

自主防災組織の活性化や地区防災計画制度の普及・啓発等による町民の自発的な防災活動を促進し、地域の災害対応力向上を図る。さらに、行政の資源を必要な事業に注力し、行政機能の確保を図っていく。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 【重点化】

推進方針

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、三重県地震被害想定調査結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認を行い、災害発生時における非常通信機能を維持する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 【重点化】

推進方針

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被害情報を収集・整理し、県に被害情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災情報プラットフォームの活用に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ確かな情報収集と管理を確実に行うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。

○道路の被災に起因する交通渋滞の回避

道路の橋梁耐震化、法面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。

○情報通信機能の耐災害性の強化

屋外拡声子局等の通信インフラが被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。

○記憶媒体損失の回避

システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

推進方針

○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

事業者等における自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

○企業による事業継続の取組促進

企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、総合相談窓口等の体制を整える。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

推進方針

○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する。

○燃料供給ルート（陸路）の確保

災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を引き続き推進する。また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、直轄国道の維持、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、県道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

推進方針

- 発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備
緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、直轄国道や県管理道路と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める。
また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を推進する。
さらに、県道路等の未事業化区間の早期事業化を実施できるよう取り組む。
- 輸送機関相互の連携・代替性の確保
交通の分断の様相によっては、現状において代替性機能が不足することが想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保を図る。
- 的確な交通情報の提供
万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供する。
- 幹線交通分断の回避
幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路・航路啓開に係る連携強化、その他迂回路となりうる道の情報把握を進める。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4) 食料等の安定供給の停滞

推進方針

- 食品産業事業者等の事業継続計画（BCP）の策定
事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。
- 食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大
災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化
想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた明和町農業版BCPの普及啓発を行い、関係事業者等のBCPの策定を促進する。

水産業の早期再開をめざすため、漁港の耐震整備の推進、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行うとともに、流通拠点漁港における水産業BCPの策定を促進する。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場等）について、必要な機能保全対策等を行う。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-5) 自然災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

推進方針

○水道事業者間における連携の強化

上水道施設の耐震化を進めるとともに、近隣市町を中心に広域連携を図り、人材やノウハウの強化等を進める。

○広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 【重点化】

推進方針

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、関係課と連携して、電力会社等への協力依頼等や連絡体制の強化を図り、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止 【重点化】

推進方針

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進め、ライフラインの機能強化を促進する。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と情報の共有を図る。また、大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 【重点化】

推 進 方 針

○下水道施設の耐震化・耐津波対策

下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を図る。また、津波により浸水が想定される施設について、耐津波対策を進める。

○下水道施設の老朽化対策

今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。

○下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進める。

○農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業集落排水施設や管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を促進する。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止 【重点化】

推 進 方 針

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断され、物流機能が途絶するおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、施設の老朽化対策等を着実に進める。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・建設企業との連携した訓練の実施や維持管理などの態勢を整備する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

推 進 方 針

○必要なインフラの整備・保全

大規模地震等の想定される地域における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるよう施設管理者に求めるとともに、津波、洪水被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する。

○関係機関との情報共有

関係機関における情報共有を円滑に進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【 重点化 】

推 進 方 針

○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、自主防災組織や消防団による救助活動を的確に実施するための体制及び装備資機材を整備・支援するとともに、実践的な訓練を実施し救助活動能力の充実強化を図る。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

○危険な密集市街地の解消に向けた取組

地震発生時に、建物密集地区においては建物の倒壊や火災の発生により、緊急車両の通行に支障をきたす恐れがあるため、道路の拡幅やブロック塀の除去等を促進する。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンション等の建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく。

○各種施設の耐震化等

町庁舎、学校施設、社会教育施設、体育施設、町営住宅、保健施設、社会福祉施設等について、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める。

また、上下水道施設について、老朽化や耐震化対策を図る。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる緊急車両の進入路の整備等を進める。

また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○水道の耐震化等

地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用を検討する。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通して毎年度検証を行い、改良を図っていくとともに、大規模火災の発生による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

○広域的な連携体制の構築

災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制を充実するとともに、県や近隣市町と応援・受援などの連携を強化する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

推進方針

○堤防、護岸等の整備及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、海岸堤防等の整備、耐震対策を進める。
海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を推進するとともに、海岸堤防等の機能保全を図る。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

推進方針

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、老朽化マンション等について、建替えの促進を図る。

さらに、不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、県と連携し、耐震化を進める。

○災害情報の収集・活用

消防団や自主防災組織等が現場で撮影した映像やドローンを活用した空撮等によって、詳細な災害情報を収集できる体制・設備を構築する。SNS等の双方向性の高いメディアを活用して情報収集し、それを活用できる体制をつくる。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、ブロック塀等の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する。

○被災建築物応急危険度判定士の養成

大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する。

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部（市町）と判定士との連絡調整役を担うことから、必要人数を確保していく。

○交通におけるリダンダンシーの確保

災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため分散化する。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整

備等を行う事業を促進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4) ため池、調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 【重点化】

推進方針

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。

また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

ため池の防災対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

明和町内に8箇所ある農業用ため池において、台風や大雨等によるため池の決壊等災害を想定し、ハザードマップの作成をする。

また、ため池等の防災対策について、ハード整備の推進と啓発事業等のソフト対策を組み合わせた効果的な対策を講じ、町民への災害リスクの周知を図るとともに警戒避難体制等の整備を推進する。

○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-5) 農地・森林等の被害による荒廃

推進方針

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となるため、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

○公園施設の整備・長寿命化の推進

防災・減災機能を有する自然環境を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

○農山漁村における農業・林業等の生産活動の持続

農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国

土保全機能を適切に発揮させる。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

推進方針

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。

○ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等

ごみ焼却施設等について、老朽化対策とあわせ、自立稼働が可能な設備の導入等、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など災害対応力強化の促進を図る。

○災害廃棄物の広域輸送

災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態

推進方針

○建設業界との応急復旧態勢の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。

○地域のコミュニティ力の向上等

地域住民や関係機関と平時からコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、地域支援者の養成など環境づくりを促進する。

地域のコミュニティ力を向上するにあたり、防災マップの作成、訓練・防災教育を行う等、地域のコミュニティ力を強化するための支援を充実する。

一人ひとりの個性、資質、能力、性別等を認め合い十分に発揮して支えあって暮らせる社会の実現のため、地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用し、地域のコミュニティ力の向上の環境づくりに取り組む。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、三重県復興指針に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。

○復興に向けた人材の確保

復興に向け、町内外から各分野の人材を確保するため、町の被害状況や必要な人材等の情報を発信する。また、復興へとつながる住民のまちづくり・地域づくりへの参加意識を醸成するため、平時より住民と行政の情報共有を進める。

○災害に対応できる人材の育成

大規模災害の経験や教訓を得て、多分野に精通した技術者等復興を支える人材の育成を検討し、復興に関する研修・教育の実施を図る。

○被災者の生活再建に向けた支援

応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。

また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士のきずなを強めていく。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

推 進 方 針

○コミュニティ力を強化するための支援

地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援する。

また、町内には外国人住民も生活していることから、さまざまな主体と連携した防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

さらに、災害が起きた時の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要があることから、地域づくりやコミュニティ力を強化するための取り組みとして、住民一人ひとりの個性、資質、能力、性別等を認め合い、関係機関が連携しながら取り組んでいく。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いた上で、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討する。

また、震災復興にかかる指針を策定するほか、被災地から学ぶ教訓やノウハウについ

て自主防災組織や関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

史跡斎宮跡等の復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。

○文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

文化財の被害に備え、文化財のリストを作成し、それを修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承が必要である。また、無形の文化財については、映像記録を作成し、アーカイブ化しておく必要がある。

○博物館等における被害の最小化

博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

推 進 方 針

○地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効率的に実施する。

○被災者の生活再建に向けた支援

被災者の生活再建のために被害認定調査の迅速化等の運用改善をしていく。

また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策や住まいの多様な供給について、生活環境の維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討して方向性を示していく。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-5) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による
県内経済等への甚大な影響

推 進 方 針

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。

○平時における各種復興ビジョンの検討

大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。

また、将来の地場産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、三重県復興指針に基づき、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境整備を促進する。

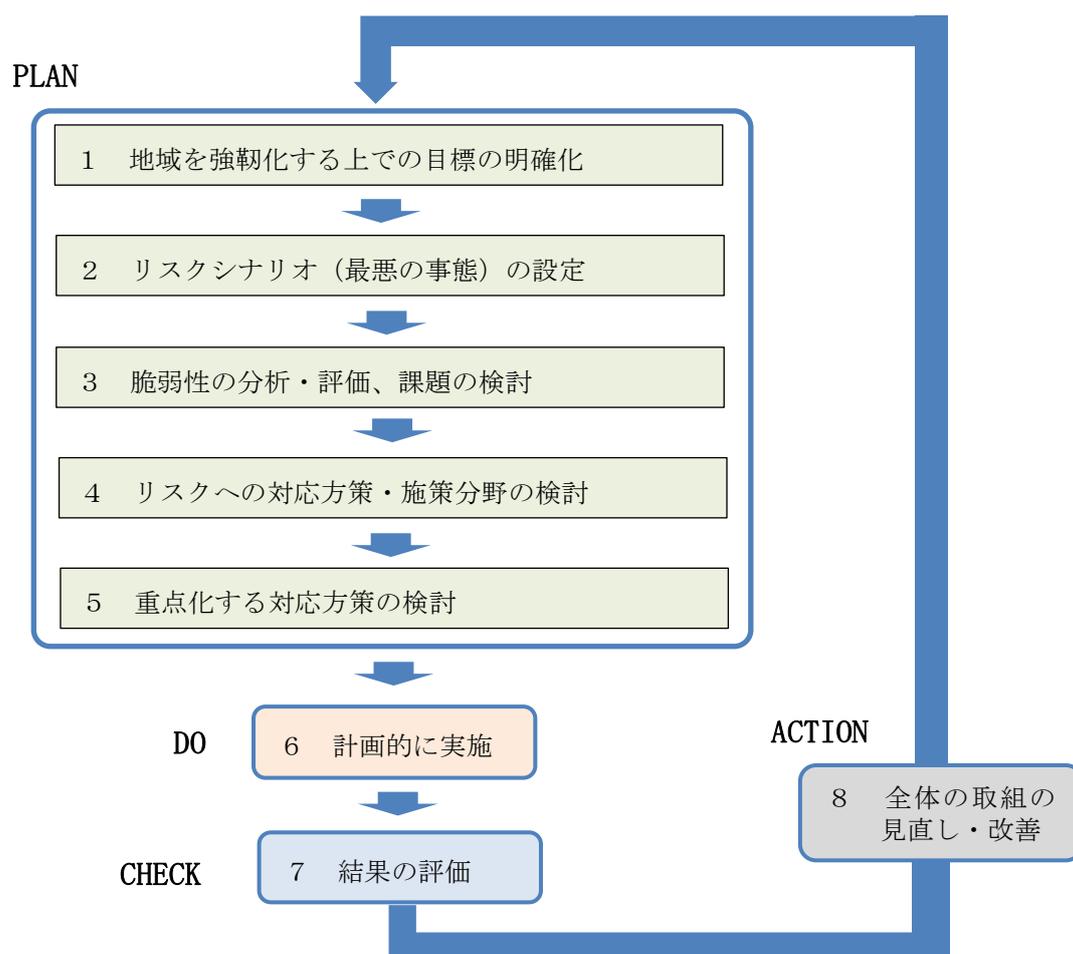
○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的にBCPの策定を促進する。

第6章 計画の推進

1 計画の推進と進捗管理

計画の推進にあたっては、各部局間の相互調整を図りながら、PDCAサイクルにより進捗管理を行います。そのために、各取組の進捗状況を適時確認し、国や県、事業者、関係機関等と連携を図り、本町における国土強靭化を効率的・効果的に推進します。予算編成や全庁横断的な体制で取り組みます。



2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や国や県の強靭化施策の取組、本町の総合計画の見直しなどを考慮しながら、適宜、見直しを行います。

なお、本計画は、他の分野別・個別計画における本町の国土強靭化に関する指針として位置付けているものですので、各計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとします。

また、国土強靭化の取り組みの進捗状況を把握するため、重点化施策に関して重要業績評価指標（KPI）を設定し、別紙2のとおり整理しています。

(別紙1) リスクシナリオ別脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。また、老朽化マンション等について、建替えの促進を図る必要がある。

さらに、不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、県と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模地震の発生時に備えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。加えて、宅地の耐震診断、耐震化を促進する必要がある。

公営住宅についても、県と連携して耐震化を進めるとともに倒壊を防止するための対策や老朽化対策、安全対策等を進めていく必要がある。

○学校施設の耐震化

町内各学校施設については、平成15(2003)年に耐震化が完了し、令和2年度中には屋内運動場の天井等落下防止対策が完了した。今後は、小学校区の再編による施設の統合とあわせて、既存施設の老朽化対策と外壁等の非構造部材の耐震対策を進める必要がある。また、保育所・幼稚園についても同様に老朽化対策と耐震対策を進める必要がある。

○社会福祉施設の耐震化等

障がい者や高齢者、子ども等災害時要援護者の安全を確保するため、障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化等を促進する必要がある。

○沿道構造物の倒壊防止等

避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、落下防止等について促進する必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「明和町都市計画マスタープラン」に示している、都市防災方針に基づき施策を推進する必要がある。

○避難路等の整備

大規模地震が発生した場合に、明和町地域防災計画や各避難計画等に基づき、迅速かつ円滑な避難が行われるために、避難路等の整備を行う必要がある。また、徒歩等での避難を前提に、避難経路や移動経路の整備を検討する必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる街区公園等の保全及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通して毎年度検証を行い、改良を図っていくとともに、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○広域的な連携体制の構築

大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、県や近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る必要がある。

○一時滞在施設の確保

災害時の帰宅困難者や避難者の一時避難滞在のため、避難所としての学校、社会教育施設等の整備を図る必要がある。

○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止や身を守る行動の取り方等、「自助」「共助」について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○住民による自発的な防災活動の促進

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団をはじめ地域住民との連携強化や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織の設立や地区防災計画制度の普及・啓発等により、平時から町民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、性別に基づく役割分担意識を払拭し、個性、資質、能力を認め合い、地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用した町民相互の自発的な防災活動に関する啓発を周知促進する必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-2) 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善

民間事業者等と給水活動等の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。

○常備消防・消防団の充実強化

消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備な

などを支援し、常備消防の充実強化を促進する必要がある。また、大規模火災時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、性別に関係なく消防団等の充実強化を促進する必要がある。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を促進する必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○大規模災害を考慮した都市づくり

「明和町都市計画マスタープラン」に示している、都市防災方針に基づき施策を推進する必要がある。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

日頃から、避難経路の確認や避難を開始する基準を決めておく必要がある。防災訓練に参加して実践的に学ぶとともに、防災マップを活用するなど、災害への備えを万全にしておく必要がある。

また、町民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、「共助」による迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施することが必要である。さらに、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める必要がある。

また、正確かつ的確な情報収集と伝達を行い、迅速な避難行動につなげるため、防災行政無線の適正な維持管理を実施するとともに、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報伝達手段の多様化を図るなど、迅速な情報提供及び情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。

○津波ハザードマップの作成

平成26(2014)年3月に三重県が公表した津波浸水予測図に基づき、見やすく使いやすい津波ハザードマップを作成し、住民に津波リスクに関する周知と避難計画の作成を促進していく必要がある。

○防災教育の推進

小中学校、幼保施設において、児童生徒及び教職員への防災教育を実施するとともに、その保護者に対しても啓発していく必要がある。また、防災訓練への積極的な参加を促していく必要がある。

さらに、小中学校の児童生徒を対象に地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用し、防災教育の実施を促していく必要がある。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

三重県が実施する海岸保全基本計画(平成27年)に基づき、海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全に協力をする必要がある。

また、国が定める河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び、三重県が定める河川整備計画に基づき、河川堤防の整備・耐震化及び機能保全に協力をする必要がある。

○避難路等の整備

大規模津波が発生した場合に、明和町地域防災計画や避難計画に基づき、迅速かつ円滑な避難が行われるために、地域防災計画により指定された避難路整備を行う必要がある。また、徒歩等での避難を前提に、津波避難場所への避難経路や移動経路の整備を検討する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、避難路沿道の住宅・建築物の耐震化や耐震性のない建築物の除却を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める必要がある。

○大規模地震に備えた協力体制の構築

大規模地震の発生について確度の高い予測は困難であるものの、現在の科学的知見を生かし、南海トラフ地震臨時情報に対する対応について、県、市町、関係機関等と協力して検討していく必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模津波が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる街区公園等の保全及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通して毎年度検証を行い、改良を図っていくとともに、大規模津波等による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。また、津波予測伝達システムを活用した迅速な災害対応及び体制の構築を検討していく必要がある。

○広域的な連携体制の構築

大規模津波発生時の応急体制の充実を図るとともに、県や近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○河川の整備

国が定める河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び、三重県が定める河川整備計画に基づき、河川堤防の整備・耐震化及び機能保全に協力をする必要がある。

○河川堆積土砂の撤去

三重県が実施する、河川に堆積した土砂の撤去について、情報共有を図り円滑に実施

できるよう協力する必要がある。

○河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検と対策

漁港海岸・漁港・湛水防除施設等を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。

○洪水ハザードマップの作成

洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップを作成している。特に明和町への影響が大きい櫛田川、大堀川、笹笛川の洪水ハザードマップを既に作成し配布を完了しているが、水位周知河川でない萩川のハザードマップについては、県と協議を行っていく必要がある。また、作成済みのハザードマップについては、適切な活用と実践的な訓練の実施について、町民へ周知徹底を図る必要がある。

○職員の人材育成

「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、職員への防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、職員防災訓練を実施する必要がある。

○住民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自主防災組織の設立や地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

また、地域の自主防災組織や自治会単位で、自発的な防災活動を実施するよう推進する必要がある。

学校や職場、地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用し、地域の自主防災組織等を通じ、性別に関係なく自発的な防災活動について継続的に実施するよう推進する必要がある。

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被害情報を収集・整理し、県に被害情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災情報プラットフォームの活用に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する必要がある。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ的確な情報収集と管理を確実に行うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○適切な災害情報の提供

非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・

多重化を推進する必要がある。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ的確な情報収集と管理を確実に行うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。

○宅地災害予防対策の推進

三重県とともに、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う必要がある。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、三重県が行う砂防設備等の土砂災害防止施設整備を円滑に実施できるよう協力する必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域について、建築物に損壊が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある区域を三重県が二巡目以降の基礎調査実施が円滑にできるよう協力する必要がある。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

町が作成する土砂災害ハザードマップや県が提供する土砂災害情報提供システム等を効果的に活用し、土砂災害警戒避難体制の整備を推進する必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「明和町都市計画マスタープラン」に示している、都市防災方針に基づき施策を推進する必要がある。

○住民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自主防災組織の設立や地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

また、地域の自主防災組織や自治会単位で、自発的な防災活動を実施するよう推進する必要がある。

1 直接死を最大限防ぐ

1-6) 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被害情報を収集・整理し、県に被害情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災情報プラットフォームの活用に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する必要がある。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ的確な情報収集と管理を確実に

うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通して毎年度検証を行い、改良を図っていくとともに、避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整備する必要がある。

○避難体制整備の支援

迅速かつ的確な避難行動につながるよう、避難勧告等判断マニュアルの随時見直しや、適切に避難勧告等の発出できる体制を作る必要がある。また、町民自身の「自助」による日頃の備えや、自主防災組織等の「共助」といった避難体制整備の支援を推進していく必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

○物資輸送ルート（陸路）の確保

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、耐震化道路の整備を促進するとともに、高規格幹線道路や直轄国道及び県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。

○物資輸送ルート（空路、海路）の確保

陸上輸送に加え、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。

○迅速な道路啓開の態勢整備

国、県、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の態勢を整備する。また、迅速に道路啓開を展開できるよう協定書の確認及び訓練を実施する必要がある。

○水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に抑えるように水道施設の耐震化を進める必要がある。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と情報の共有を図る必要がある。

○燃料の備蓄の促進

燃料の備蓄について検討するとともに、学校や病院等の防災重要施設において、燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）や住民拠点SSを中心に、燃料供給に関する災害時支援協定の締結を促進していく必要がある。

さらに、町、公共施設に必要な燃料の備蓄について、業者との協定等による燃料の確保の強化を促進していく必要がある。

湛水防除施設（排水機場）の自家発電設備において、災害や停電時等により電力の供給が出できない場合、安定した電力を供給するために自家発電施設の燃料備蓄の確認体制が必要である。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

みえ企業等防災ネットワーク等を活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する必要がある。

また、民間物流施設等との災害時支援協定等の締結を促進し、実践的な訓練等の実施による物流機能や連携の強化を図る必要がある。

さらに、伊勢湾漁協等と連携し、漁港施設等を活用した災害の対応力を強化する必要がある。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、1週間分の水や食料などの個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

○近隣府県、市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、県や関係機関との連携強化を図るとともに、物資受入れ、被災者支援を効果的に行うために「三重県広域受援計画」に基づく「明和町受援計画」の実効性を高める必要がある。

さらに、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

伊勢湾漁協等と災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の皆さんの理解と協力を促していく必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の維持、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進める必要がある。

県道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○拠点となる指定避難所の機能強化への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化に取り組む必要がある。

○災害発生時に避難路となる林道、農道及び漁港関連道の整備

集落や漁港と幹線道路を結ぶ避難路として重要となる農道及び漁港関連道を整備する必要がある。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、三重県が行う河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を円滑に実施できるよう取り組みます。三重県が実施する海岸保全基本計画（平成27年）に基づき、海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全に協力する必要がある。

国が定める河川の総合的な保全と利用に関する基本方針及び、三重県が定める河川整備計画に基づき、河川堤防の整備・耐震化及び機能保全に協力する必要がある。

○漁港施設の耐震対策

災害時における物資輸送拠点とするため、漁港施設等の整備を進める必要がある。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集力の強化を図る必要がある。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、ドローンによる空撮や消防団が現場で収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。また、SNS等の双方向性の高いメディアを活用した情報収集とそれを効果的に活用できる体制づくりを図る必要がある。さらに、不確実な情報・デマ等の流布を防ぐ対策を行う必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

○災害医療の体制整備

発災時には、県・医療機関などの関係機関と連携し、災害医療体制が円滑に実施されるための整備が必要である。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対して性別に基づく役割分担意識を払拭した教育訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、自主防災組織等の対応力向上を図る必要がある。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る必要がある。

○広域連携の強化

災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、県、近隣市町との訓練を通じた連携強化、町内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の耐震化等を促進し、負傷者の発生を抑制する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との支援協定の締結・拡充に取り組む必要がある。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）や住民拠点SSを中心に、燃料供給に関する災害時支援協定の締結を促進していく必要がある。

○災害拠点病院での電源確保

一定の有床数の病院が機能停止とならないよう、電源確保のための非常用発電装置等の整備を促進するとともに、必要な燃料備蓄の推進と災害時の優先供給等の検討について取り組む必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

脆弱性評価

○一時滞在施設の確保

帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに、帰宅困難者や避難者の一時避難に対応するため、避難所である学校や体育館等を活用するなど、災害時における対応を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、三重県が行う信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等整備を円滑に実施できるよう取り組みます。信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理の実施が円滑に進むよう取り組む必要がある。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の皆さんの理解と協力を促し、交通渋滞を緩和する必要がある。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、緊急対応、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

公共交通機関の運行状況、道路交通の現状及び見通しに関する情報、教育施設等の現状及び子どもの安否情報を随時、的確に提供する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価

○適切な医療機能の提供

県、医療機関などの関係機関と連携し、災害医療体制が早期に実施されるための整備が必要である。また、各避難所に応急手当ができる医療品を常備するなど応急医療体制を整備しておく必要がある。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び直轄国道の維持、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進める必要がある。

県道等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失せず提供する必要がある。

○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

災害対策本部と情報を共有し、各種派遣チームを受け入れ、各地区のニーズに合った活動ができるよう連携をする必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

町民及び医療従事者に多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生、拡大を防止するため、予防の知識の普及、情報提供、受診勧奨や接種勧奨を平時から行い、子どもから高齢者までまん延を防ぐ必要がある。

また、消毒などを行うための体制等を構築しておく必要がある。

○避難者の感染症対策

避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を良好に保つ必要がある。また、食中毒が発生しないよう食品衛生にも留意し、正しい感染症予防の情報を周知するための方策を計画しておく必要がある。また、避難所外の避難者に対して、マスクの着用や手洗いの励行など正しい感染症予防の情報提供を促進する。

また、ゴミの収集運搬体制についても、避難者だけでなく、ゴミ収集員の感染症対策についても肌の露出がない服装やゴーグルやマスクの着用を徹底させる必要がある。

○感染症の拡大・まん延期における避難対策

新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、県や近隣市町等と連携し、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う必要がある。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保しておく必要がある。

○下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

○下水を速やかに排除、処理するための施設整備

市街地から発生する下水を速やかに排除するため、下水道未整備区域の解消に向けて、施設整備を進める必要がある。

○下水道施設の耐震化・耐津波対策

下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める必要がある。また、津波により浸水が想定される施設については、耐津波対策を進める必要がある。

○医療活動を支える取組の推進

各関係機関と連携し、医療活動を支える取組を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、各種資機材の準備を行うとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが避難所に指定されていることを踏まえ、体育館の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めてきたが、さらに

トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく必要がある。

また、下水道施設においては、「下水道総合地震対策計画」の策定を計画しており、計画策定後は、防災拠点及び避難所へ順次マンホールトイレの設置を計画している。

○要配慮者への対応

避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する必要がある。

また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の確保とその運営体制を確立していく必要がある。要配慮者等の体調管理やメンタルサポート等の保健体制を確立する必要がある。

さらに、全ての人が避難所での生活を少しでも快適に過ごすことができるよう個室の確保や福祉避難所の運営を充実させる必要がある。

○住民による自発的な防災活動の促進

地域住民や関係機関等が連携し、避難支援体制を強化し、地域での支援活動の円滑化を推進する必要がある。

また、自主防災組織や地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動を促すとともに、学校や職場、自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○避難所における必要物資の確保

避難所で必要となる食料、燃料などの必要物資の確保に関し、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材育成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。

また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等の促進について啓発する必要がある。

また、避難所及び被害の小さい住宅の住民等が必要な水の確保に関し、応急給水拠点から避難所まで輸送する備品等の整備を進める必要がある。

○避難所以外での避難者に対する支援

車中など、避難所以外への避難者についても把握や支援が円滑に行えるよう情報共有をし、各関係部署と連携を図る必要がある。

また、迅速な被災者支援のため被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

○被災者のケア体制の構築

平常時と異なる場所への避難の場合も含め、二次障害の発生を防ぎ、孤立を予防するためのメンタルケアも行うため、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア、健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

また、口腔衛生環境が悪化すると感染症のリスクも上昇するため、口腔ケアの重要性を啓発していく必要がある。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、災害対策本部機能、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

また、災害対策本部と保健関係者が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。

○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時において、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が速やかに行われるようにする必要がある。

○発災後の住まいの多様な供給に向けた取組

応急仮設住宅等の迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策や住まいの多様な供給について、生活環境の維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討して方向性を示していく必要がある。

○被災者の生活支援に向けた取組

避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

○災害対策本部の体制整備等

本部からの情報発信において、緊急性の高い情報を迅速に発信できるよう体制を整え、機器の操作等についてのマニュアルを作成し利用できるよう取り組む必要がある。また、どの状況でどの情報を発信するかといった指針等を検討する必要がある。

明和町災害時初動対応マニュアル等により災害時に迅速な対応を行うことができるよう、毎年度、その検証を行う必要がある。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水、職員の食糧備蓄等の確保方策について、三重県地震被害想定調査結果や明和町業務継続計画に基づく再点検も含め、必要な整備を進める必要がある。

さらに、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に迅速に被災者台帳を作成し利用できるよう取り組む必要がある。

災害時、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、一人ひとりの個性、性別等を認め合い迅速な対応を行うことができるよう、その検証を行う必要がある。

○学校施設の耐震化

町内各学校については、平成 15（2003）年に耐震化が完了し、令和 2 年度中には屋内運動場の天井等落下防止対策が完了した。今後は、小学校区の再編による施設の統合とあわせて、既存施設の老朽化対策と外壁等の非構造部材の耐震対策を進める必要がある。また、保育所・幼稚園についても同様に老朽化対策と耐震対策を進める必要がある。

○避難所での電力の確保

電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。

○周辺インフラの整備・保全

町の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、湛水防除施設（排水機場等）、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策に関係する施設、上下水道施設の老朽化及び耐震化対策を推進する必要がある。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における応急対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、明和町業務継続計画（BCP）の実効性の確保、向上を図る必要がある。

また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集・伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。

○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制の強化と円滑な支援受け入れのための明和町受援計画の継続的な改善について取組を進めていく必要がある。

○災害対応力の向上

平時から行政機能の確保に向け、明和町業務継続計画に基づく必要な整備や計画等の策定を推進し、業務継続の必要性について全庁的に周知徹底を図るとともに、毎年度、業務継続計画や災害時初動対応マニュアルの改善・見直しに取り組む必要がある。

また、平時から三重県復興指針に基づく災害復旧復興を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として共有するなど、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図る必要がある。

○住民による自発的な防災活動の促進

自主防災組織の活性化や地区防災計画制度の普及・啓発等による町民の自発的な防災活動を促進し、地域の災害対応力向上を図る必要がある。さらに、行政の資源を必要な事業に注力し行政機能の確保を図っていく必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、三重県地震被害想定調査結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認を行い、災害発生時における非常通信機能を維持する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

災害発生時に被害情報を収集・整理し、県に被害情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災情報プラットフォームの活用に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理と、情報伝達手段の多様化・多重化を推進する必要がある。

また、町民の迅速な避難行動を促すため、正確かつ確かな情報収集と管理を確実に行うための体制を整備し、町ホームページや行政チャンネル、特にSNSなど情報提供手段の多重化・多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。

○道路の被災に起因する交通渋滞の回避

道路の橋梁耐震化、法面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

屋外拡声子局等の通信インフラが被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

○記憶媒体損失の回避

システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価

○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

事業者等における自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

○企業による事業継続の取組促進

企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、総合相談窓口等の体制を整える必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

脆弱性評価

○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

○燃料供給ルート（陸路）の確保

災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を引き続き推進する必要がある。

また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、直轄国道の維持、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、県道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価

- 発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備
緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、直轄国道や県管理道路と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。
また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備を推進する必要がある。
さらに、県道路等の未事業化区間の早期事業化を実施できるよう取り組む必要がある。
- 輸送機関相互の連携・代替性の確保
交通の分断の様相によっては、現状において代替性機能が不足することが想定されるため、輸送機関ごとの代替性の確保とともに、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 的確な交通情報の提供
万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供していく必要がある。
- 幹線交通分断の回避
幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路・航路啓開に係る連携強化、その他迂回路となりうる道の情報把握を進める必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4) 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

- 食品産業事業者等の事業継続計画（BCP）の策定
事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- 食品産業や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の拡大
災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化
想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた明和町農業版BCPの普及啓発を行い、関係事業者等のBCPの策定を進める必要がある。

水産業の早期再開をめざすため、漁港の耐震整備の推進、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行うとともに、流通拠点漁港における水産業BCPの策定を進める必要がある。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場等）について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-5) 自然災害等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価

○水道事業者間における連携の強化

上水道施設の耐震化を進めるとともに、近隣市町中心に広域連携を図り、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

○広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、関係課と連携しまた、電力会社等には協力依頼等の連絡体制を強化し、災害からライフラインを守る事前伐採の取り組みを進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進め、ライフラインの機能強化を促進する必要がある。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と情報の共有を図る必要がある。大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

○下水道施設の耐震化・耐津波対策

下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める必要がある。また、津波により浸水が想定される施設について、耐津波対策を進める必要がある。

○下水道施設の老朽化対策

今後、老朽化の進行が見込まれる下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する必要がある。

○下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進める必要がある。

○農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業集落排水施設や管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を進める必要がある。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断され、物流機能が途絶するおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める必要がある。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、町道を拡幅するなどの整備を促進し、施設の老朽化対策等を着実に進める必要がある。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。

○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・建設企業との連携した訓練の実施や維持管理などの態勢を整備する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価

○必要なインフラの整備・保全

大規模地震等の想定される地域における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるよう施設管理者に求めるとともに、津波、洪水被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。

○関係機関との情報共有

関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、自主防災組織や消防団による救助活動を的確に実施するための体制及び装備資機材を整備・支援するとともに、実践的な訓練を実施し救助活動能力の充実強化を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○危険な密集市街地の解消に向けた取組

地震発生時に、建物密集地区においては建物の倒壊や火災の発生により、緊急車両の通行に支障をきたす恐れがあるため、道路の拡幅やブロック塀の除去等を促進する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンション等の建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく必要がある。

○各種施設の耐震化等

町庁舎、学校施設、社会教育施設、体育施設、町営住宅、保健施設、社会福祉施設等について、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める必要がある。

また、上水道施設について、漏水による道路陥没により通行の障害が発生するため、老朽管対策を進める必要がある。

下水道施設においては、施設の耐震化対策を進める必要がある。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる緊急車両の進入路の整備等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○水道の耐震化等

地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

明和町災害時初動対応マニュアル等について、訓練を通して毎年度検証を行い、改良を図っていくとともに、大規模火災の発生による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○広域的な連携体制の構築

災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制の充実を図るとともに、県や近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

脆弱性評価

○堤防、護岸等の整備及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する必要がある。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を推進する必要がある。また、あわせて海岸堤防等の機能保全を推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

脆弱性評価

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。また、老朽化マンション等について、建替えの促進を図る必要がある。

さらに、不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、県と連携し、耐震化を進める必要がある。

○災害情報の収集・活用

消防団や自主防災組織等が現場で撮影した映像やドローンを活用した空撮等によって、詳細な災害情報を収集できる体制・設備を構築する必要がある。SNS等の双方向性の高いメディアを活用して情報収集し、それを活用できる体制をつくる必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、ブロック塀等の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を推進する必要がある。

○被災建築物応急危険度判定士の養成

大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を行う判定士を養成する必要がある。

○被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

被災建築物応急危険度判定コーディネーターは、大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部（市町）と判定士との連絡調整役を担うことから、必要人数を確保する必要がある。

○交通におけるリダンダンシーの確保

災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4) ため池、調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。

また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る必要がある。

○ハードとソフトを組み合わせた対策

ため池の防災対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を行う必要がある。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

明和町内に 8 箇所ある農業用ため池において、台風や大雨等によるため池の決壊等災害を想定し、ハザードマップの作成が必要である。

また、ため池等の防災対策について、ハード整備の推進と啓発事業等のソフト対策を組み合わせた効果的な対策を講じ、町民への災害リスクの周知を図るとともに警戒避難体制等の整備を推進する。

○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-5) 農地・森林等の被害による荒廃

脆弱性評価

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となるため、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

○公園施設の整備・長寿命化の推進

防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

○農山漁村における農業・林業等の生産活動の持続

農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。

○ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等

ごみ焼却施設等について、老朽化対策とあわせ、自立稼働が可能な設備の導入等、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など災害対応力強化の促進を図る。

○災害廃棄物の広域輸送

災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○建設業界との応急復旧態勢の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。

○地域のコミュニティ力の向上等

地域住民や関係機関と平時からコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、地域支援者の養成など環境づくりに取り組む必要があります。

また、地域のコミュニティ力を向上するにあたり、防災マップの作成、訓練・防災教育を行う等、地域のコミュニティ力を強化するための支援を充実する必要がある。

さらに、一人ひとりの個性、資質、能力、性別等を認め合い十分に発揮して支えあって暮らせる社会の実現のため、地域の拠点施設でもある人権センターやコミュニティセンター等を活用し、地域のコミュニティ力の向上の環境づくりに取り組む必要がある。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、三重県復興指針に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。

○復興に向けた人材の確保

復興に向け、町内外から各分野の人材を確保するため、町の被害状況や必要な人材等の情報を発信する必要がある。

また、復興へとつながる住民のまちづくり・地域づくりへの参加意識を醸成するため、平時より住民と行政の情報共有を進める必要がある。

○災害に対応できる人材の育成

大規模災害の経験や教訓を得て、多分野に精通した技術者等復興を支える人材の育成が必要である。

また、復興に関する研修・教育の実施を検討する必要がある。

○被災者の生活再建に向けた支援

応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。

また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士のきずなを強めておく必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価

○コミュニティ力を強化するための支援

地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援する必要がある。

また、町内には外国人住民も生活していることから、さまざまな主体と連携した防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる必要がある。

災害が起きた時の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。地域づくりやコミュニティ力を強化するための取り組みとして、住民一人ひとりの個性、資質、能力、性別等を認め合い、関係機関が連携しながら取り組んでいく必要がある。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いた上で、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討する必要がある。

また、震災復興にかかる指針を策定するほか、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて自主防災組織や関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める必要がある。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

史跡斎宮跡等の復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。

○文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

文化財の被害に備え、修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承を支援する。また、無形の文化財については、映像記録を作成し、アーカイブ化を実施していく。

○博物館等における被害の最小化

博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブする。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効率的に実施する必要がある。

○被災者の生活再建に向けた支援

被災者の生活再建のために被害認定調査の迅速化等の運用改善をしていく必要がある。

また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策や住まいの多様な供給について、生活環境の維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討して方向性を示していく必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

脆弱性評価

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。

○平時における各種復興ビジョンの検討

大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。

また、将来の地場産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、三重県復興指針に基づき、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えてお

く必要がある。

○企業における事業継続計画（BCP）策定の促進

大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、進捗が遅れている中小企業について重点的にBCPの策定を促進する必要がある。

(別紙2) リスクシナリオ別重要業績評価指標 (KPI)

1. 直接死を最大限防ぐ

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生			
木造住宅耐震補強工事補助件数 (累計)	23 件	28 件	
1-2) 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			
防火水槽設置数 (耐震型) (累計)	18 基	20 基	
1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生			
津波緊急避難場所数	9 箇所	9 箇所	
1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			
洪水ハザードマップ作成数	3 箇所	3 箇所 (被害想定により随時見直し)	櫛田川、笹笛川、大堀川
1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生			
土砂災害ハザードマップ作成数 (作成済)	10 箇所	10 箇所 (タイムラインによる点検)	
1-6) 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生			
避難行動要支援者リスト登録数	555 人	630 人	

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の停止			
備蓄食糧充足率	100%	100%	
2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
消防団員充足率	95%	100%	

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
広域災害救急医療情報システム（EMIS）に関する訓練の実施回数	2回/年	2回/年	
2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
下水道・合併浄化槽等の生活排水処理人口普及率	74.5%	87.2%	
2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
災害時における生活物資等の供給協力に関する協定数	5件	6件	

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

目標項目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）	備考
3-1) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
BCP（業務継続計画）策定数	1件	1件	BCPは毎年見直しを実施

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

目標項目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）	備考
4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
災害時における燃料の供給協力に関する協定数	1件	3件	
4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
ケーブルテレビ加入率	41.9%	45%	
SNS公式アカウント登録者数	1,368人	2,000人	

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

目標項目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）	備考
6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			
災害時における電気・ガス等の供給に関する協定数	3件	3件	

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止			
水道管路の耐震化推進（管路耐震化率）	3.9%	5.9%	

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
下水道業務継続計画（BCP）の策定状況（災害時の訓練回数）	2回／年	4回／年	

6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止			
緊急輸送道路に関する協定数	15社	15社	

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

目標項目	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）	備考
7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
消防団員充足率	95%	100%	
7-4) ため池、調整池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生			
ため池ハザードマップ作成数（作成済）	8箇所	8箇所 （タイムラインによる点検）	

明和町国土強靱化地域計画

令和3年3月
明和町まちづくり戦略課

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地
TEL 0596-52-7112 FAX 0596-52-7133
E-mail senryaku@town.mie-meywa.lg.jp